

役員等報酬及び費用弁償規定

社会福祉法人 正覚会

社会福祉法人正覚会 役員等報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人正覚会の評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 定款第9条、定款第23条に従い、評議員、理事及び監事の報酬については無報酬とする。

2 評議員が評議員会等に出席または法人業務に従事した場合は、費用弁償の額として1日につき3,000円を支給する。

3 役員が、理事会等に出席または法人業務に従事した場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、1日につき10,000円を支給する。

5 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(適用除外)

第4条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、費用弁償費を支払うことができる。

(委任)

第5条 この規定に定めのない事項については、理事長が別に定める。

(改正)

第6条 この規定の改正は、評議員会の議決により行う。

附 則

この規定は、平成29年12月26日より施行する。

別表1

費用弁償額	4時間未満	4時間以上
会議出席または法人業務に従事した時間	3,000円	10,000円